

「二宮町議会基本条例」 検証報告

二宮町議会基本条例第26条に基づき、条例施行よりこれまで、条例の目的が達成され、また正しく運用されているかを、条項ごとに検証を行いました。

議会基本条例推進委員会で検証を行なった結果、ほぼ条項の原則に従い運用は行われ、着実に進めてきているものと判断致しました。

ただし、以下の条項については今後検討すべき点があるということで記載をいたします。

[第3章 議会運営]

(委員会活動)

第8条第2項について 各委員会相互で課題のレベルを合わせる必要がある。

第8条第3項について 評価の仕方については今後、行政への指摘だけではなく、対案を提示することが必要と考える。

(自由討議)

第9条について 以前に比べ、条例施行後は委員会の中での議員間討議ができるようになったが、本会議でも議員間で討議ができるようにしていくことが望ましい。今後の課題として運営の見直しを検討する必要がある。

(政策討議)

第10条について さらに議員の質の向上を目指す必要がある。

[第4章 町民と議会との関係]

(議会情報の公開及び広報)

第13条について 本会議や委員会等のインターネット配信、また委員会議事録をホームページで公開することへの検討が必要である。

[第5章 議会と町長等との関係]

(町長等の政策形成過程の説明)

第18条について さらに条例に沿って、本会議での質疑や予算また決算議会において活用を図ることが必要である。

[第6章 議会の体制整備]

(議会事務局の機能充実)

第21条について 議員個々が議会事務局の機能について共通認識を持ち、更に活用していく必要がある。

(図書資料の充実)

第22条について 議会図書室の役割について検証が必要である。

(予算の確保)

第23条について 毎年町へ予算要望をしており、わずかだが実現はしているものの、更に機能充実に図ることが必要である。

以上